

議案第11号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合の引上げ及び旅行雑費の廃止に伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合の引上げ及び旅行雑費の廃止をするため、条例の一部を改正するものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、食卓料及び旅行雑費」を「及び食卓料」に、「及び第17条から第18条の2まで」を「、第17条及び第18条」に改める。

第6条第1項中「1か月」を「1箇月」に改め、同条第2項中「100分の190」を「、100分の197.5を」に、「100分の205」を「、100分の212.5」に、「6か月」を「6箇月」に、「5か月」を「5箇月」に、「3か月」を「3箇月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。